一年厚生労働省告示第五百二十四号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）において、受給権者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者を除く。以下同じ。）又は受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成二十三年三月十一日において住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が三月一日から六月三十日までの間にある者が平成二十三年において届書等を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、平成二十三年七月三十一日とする。

平成二十三年三月三十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第九十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年厚生労働省告示第六十五号（日本薬局方の全部を改正する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

前文中「平成六年厚生省告示第百四号」の下に「。以下「指定医薬品等告示」という。」を加え、「とする」を「とし、平成二十二年厚生労働省告示第三百二十二号（日本薬局方の一部を改正する件）による改正前の日本薬局方（以下「平成二十二年改正前薬局方」という。）に収められていた医薬品（新薬局方に収められているものに限る。）であって平成二十二年七月二十九日において現に同項の規定による承認を受けていたもの（同日において、指定医薬品等告示により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されていた医薬品を含む。）については、平成二十四年一月三十一日までは、平成二十二年改正前薬局方で定める基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める基準とみなすことができるものとし、平成二十一年厚生労働省告示第四百二十五号（日本薬局方の一部を改正する件）による改正前の日本薬局方（以下「平成二十一年改正前薬局方」という。）に収められていた医薬品（新薬局方に収められているものに限る。）であって平成二十一年十月一日において現に同項の規定による承認を受けていたもの（同年九月三十日において、指定医薬品等告示により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されていた医薬品（以下「承認を要しなかった医薬品」という。）を含む。）については、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に所在する薬局開設者又は医薬品の販売業者の販売、授与又は販売若しくは授与の目的で貯蔵若しくは陳列（以下「販売等」という。）するものに限り、平成二十三年六月三十日までは、平成二十一年改正前薬局方で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品（平成二十一年改正前薬局方に収められていたもの（旧薬局方に収められていたものを除く。）であって平成二十一年十月一日において現に同項の規定による承認を受けていた医薬品（承認を要しなかった医薬品を含む。）については、特定被災区域内に所在する薬局開設者又は医薬品の販売業者の販売等するものに限り、平成二十三年六月三十日までは、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする」に改める。

○農林水産省告示第六百九十九号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十三年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号に規定する豚半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

㈠　皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	四〇〇円
安定上位価格	五四五円

㈡　湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	三七〇円
安定上位価格	五〇五円

二　規則第三条第二項第一号に規定する牛半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	八一五円
安定上位価格	一、〇六〇円

○農林水産省告示第七百号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十三年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、三一〇、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二八五、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二〇四、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一一六、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一八一、〇〇〇円

○農林水産省告示第七百一号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格についての期間を次のように定めたので、同法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、二六八、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二四七、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一四二、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八三、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一三八、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第二条ただし書の農林水産大臣が定める期間は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

○農林水産省告示第七百二号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十三年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

	一、八五〇千トン

二　加工原料乳の補給金単価

単位	補給金単価
一キログラム	一一・九五円